

【参考資料】

毎月勤労統計における共通事業所による前年同月比の参考提供

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）に基づき、共通事業所による前年同月比について、以下のとおり参考提供します。

- (注1) 共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所のことである。平成30年から部分入替え方式の導入に伴い(詳細は最終頁の利用上の注意8)を参照)、常に一部の調査事業所が前年も調査対象となっていることから共通事業所に限定した集計が可能となった。
- (注2) 共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、労働者数の変化の影響を除くため、前年同月も当月の労働者数をもとに月々の平均賃金などを計算している。
- (注3) 共通事業所のみを用いて集計を行っているため、本系列に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である。

(賃金)

年 月	調査産業計			調査産業計			調査産業計			調査産業計 (就業形態計)	
	一般	パート		一般	パート		一般	パート			
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	現金給与総額			きまって支給する給与			所定内給与			所定外 給与	特別 給与
令和4年11月	1.0	1.4	0.8	1.1	1.5	0.8	1.0	1.3	0.8	3.4	-0.6
12月	3.7	4.6	0.5	0.9	1.4	0.4	0.8	1.4	0.4	1.6	6.4
5年1月	1.1	1.2	1.7	1.4	1.4	2.2	1.5	1.5	2.2	0.3	-4.1
2月	1.9	1.7	3.9	1.5	1.2	4.2	1.5	1.2	3.9	1.7	30.3
3月	2.4	2.4	3.0	1.2	1.2	3.1	1.2	1.1	2.9	2.0	16.8
4月	1.9	2.0	1.8	1.3	1.5	1.6	1.5	1.6	1.6	-0.4	15.3
5月	2.5	2.7	2.8	1.8	1.8	2.7	1.9	2.0	2.8	0.0	18.9
6月	2.8	3.0	1.7	1.5	1.6	1.6	1.5	1.6	1.7	2.2	4.6
7月	2.3	2.7	2.1	1.9	2.2	2.2	2.1	2.4	2.3	-0.4	3.4
8月	1.4	1.4	3.0	1.7	1.7	3.1	1.9	1.8	3.3	0.2	-4.9
9月	1.8	1.7	3.0	2.1	2.0	3.1	2.1	2.1	3.3	0.9	-5.9
10月	2.6	2.5	3.3	2.1	1.9	3.3	2.2	2.0	3.4	0.8	24.2
11月	2.0	1.8	3.3	2.1	2.0	3.3	2.2	2.0	3.4	1.4	-0.1
12月	2.0	1.9	4.0	2.0	1.9	3.0	2.2	2.1	3.1	-0.1	1.9
6年1月	2.2	2.5	2.4	1.7	2.0	2.1	1.9	2.1	2.3	-0.1	14.0
2月	1.9	1.8	3.4	1.9	1.9	3.3	2.1	2.0	3.5	0.2	-2.3
3月	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.3	2.0	2.1	2.3	1.5	0.5
4月	1.8	1.7	2.6	2.1	2.0	3.0	2.2	2.1	3.0	0.6	-5.1
5月	2.6	2.6	3.7	2.8	2.8	3.8	2.8	2.7	3.9	3.1	-0.3
6月	5.1	5.2	5.9	2.5	2.7	2.7	2.5	2.7	2.6	2.9	8.6
7月	4.7	5.0	3.5	2.7	2.8	3.0	2.9	3.0	3.1	0.1	9.9
8月	3.5	3.6	4.0	2.9	2.9	4.0	2.8	2.8	4.0	3.6	16.3
9月	2.9	3.0	2.0	2.5	2.6	1.9	2.7	2.8	1.9	0.2	13.6
10月	2.8	2.7	2.9	2.9	2.8	3.0	3.0	2.9	3.2	2.1	-0.6
年 月	製造業（就業形態計）			卸売業、小売業（就業形態計）			医療、福祉（就業形態計）				
	現金給与 総額	きまって 支給する 給与	所定内 給与	現金給与 総額	きまって 支給する 給与	所定内 給与	現金給与 総額	きまって 支給する 給与	所定内 給与		
令和4年11月	0.1	0.8	0.6	2.8	2.4	2.3	2.9	1.4	1.1		
12月	5.2	0.6	0.8	4.3	1.9	1.8	2.5	1.7	1.4		
5年1月	0.6	0.7	1.2	0.4	1.7	1.6	1.8	0.7	0.5		
2月	1.1	1.1	1.5	1.6	1.3	1.2	1.7	1.0	1.1		
3月	1.5	0.9	1.2	3.0	1.2	1.1	0.8	1.0	1.1		
4月	0.4	1.0	1.5	1.6	1.1	1.1	0.5	0.0	0.3		
5月	4.5	2.1	2.3	2.0	1.8	1.9	0.0	0.9	1.2		
6月	4.1	1.8	1.9	2.9	2.2	2.2	0.6	-0.3	-0.2		
7月	1.3	2.1	2.7	3.5	3.1	3.0	2.2	0.7	0.7		
8月	2.0	1.7	2.4	2.8	2.6	2.4	-0.2	0.1	0.3		
9月	1.9	1.8	2.4	1.5	3.0	2.7	0.7	0.9	1.2		
10月	2.3	2.0	2.5	4.2	3.1	2.8	1.1	0.9	1.0		
11月	-0.1	1.7	2.1	3.3	3.0	2.7	0.1	0.7	0.9		
12月	2.7	1.7	2.2	1.4	3.1	2.9	1.6	0.6	0.7		
6年1月	1.0	1.8	2.4	4.3	2.5	2.3	0.7	0.1	0.4		
2月	1.6	1.5	2.2	2.5	2.5	2.6	0.8	0.6	0.3		
3月	1.4	1.4	2.0	4.3	3.5	3.3	0.9	1.4	1.2		
4月	1.7	2.2	2.8	3.7	3.2	3.3	1.1	1.4	1.4		
5月	0.0	3.0	3.2	4.5	3.0	3.0	1.7	1.5	1.3		
6月	5.5	2.7	2.9	4.2	3.5	3.3	4.0	1.9	1.7		
7月	5.9	2.8	3.1	7.3	3.0	3.2	2.3	2.3	2.3		
8月	3.2	3.2	3.2	5.7	3.4	3.2	2.9	2.3	2.3		
9月	3.0	2.9	3.1	4.1	2.5	2.3	2.0	2.3	2.2		
10月	3.5	3.4	3.3	2.1	2.7	2.8	2.6	2.6	2.6		

(労働時間)

年 月	調査産業計			調査産業計			調査産業計		
	一般	パート		一般	パート		一般	パート	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
令和4年11月	-0.8	-0.5	-1.1	-1.0	-0.8	-1.1	1.9	2.1	0.0
12月	-1.2	-0.7	-1.8	-1.3	-0.9	-2.0	1.0	0.7	4.5
5年1月	-1.2	-1.2	-0.8	-1.4	-1.4	-0.9	1.1	0.8	5.0
2月	2.4	2.4	2.9	2.5	2.5	2.7	2.1	2.3	11.1
3月	0.9	0.8	1.5	0.9	0.9	1.3	1.0	0.0	10.5
4月	-0.6	-0.5	-0.5	-0.5	-0.3	-0.5	-1.9	-2.1	0.0
5月	1.5	2.0	0.4	1.7	2.2	0.5	-1.0	0.0	-4.5
6月	-0.1	0.2	-1.1	0.0	0.4	-1.1	-2.0	-2.2	0.0
7月	-0.8	-0.5	-0.7	-0.6	-0.3	-0.8	-2.9	-2.2	0.0
8月	-0.3	-0.3	0.0	-0.2	-0.1	0.1	-2.1	-2.3	-4.2
9月	0.0	0.2	-0.1	0.2	0.4	-0.3	-2.0	-2.2	4.8
10月	1.0	1.2	0.1	1.3	1.5	0.1	-1.9	-1.4	0.0
11月	0.3	0.5	-0.4	0.5	0.7	-0.4	-1.9	-2.1	0.0
12月	-0.4	-0.5	-0.1	-0.2	-0.3	0.0	-2.9	-3.5	-4.0
6年1月	-0.5	-0.3	-0.8	-0.3	-0.1	-0.7	-3.0	-3.0	-4.5
2月	-0.1	-0.2	0.5	0.0	0.0	0.5	-1.9	-2.2	0.0
3月	-2.3	-2.5	-1.4	-2.3	-2.4	-1.4	-1.9	-2.7	0.0
4月	-0.4	-0.5	0.2	-0.2	-0.3	0.3	-2.8	-2.7	0.0
5月	1.4	1.7	0.1	1.6	2.0	0.1	-1.0	-1.5	0.0
6月	-2.6	-2.8	-1.1	-2.5	-2.8	-1.2	-2.9	-2.9	5.0
7月	0.8	1.0	0.5	1.0	1.2	0.3	-2.0	-2.2	9.5
8月	-0.7	-0.8	0.1	-0.6	-0.6	-0.1	-2.1	-3.1	9.5
9月	-2.6	-2.8	-2.1	-2.6	-2.7	-2.3	-3.0	-3.7	4.8
10月	0.1	0.1	-0.6	0.2	0.2	-0.6	-0.9	-1.4	0.0
年 月	製造業（就業形態計）			卸売業，小売業（就業形態計）			医療，福祉（就業形態計）		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
令和4年11月	-0.4	-0.5	0.0	-0.6	-0.8	2.7	-1.4	-1.6	2.0
12月	-0.9	-0.8	-2.0	-0.6	-0.8	2.7	-1.4	-1.8	10.4
5年1月	-2.8	-2.5	-5.2	-1.3	-1.4	1.4	-1.6	-1.6	0.0
2月	1.1	1.6	-4.1	1.3	1.3	1.4	2.1	2.3	-2.0
3月	0.2	0.8	-5.4	0.5	0.5	0.0	0.5	0.6	0.0
4月	-1.2	-0.5	-7.4	-1.1	-0.9	-3.8	-1.2	-1.0	-5.8
5月	2.5	3.0	-3.1	0.5	0.7	-1.4	1.4	1.5	-2.0
6月	0.2	0.7	-4.3	0.7	0.6	1.4	-0.7	-0.7	-2.0
7月	-0.9	-0.3	-7.5	-0.7	-0.8	1.4	-0.5	-0.5	-2.0
8月	-1.0	-0.4	-7.2	-0.6	-0.7	0.0	-0.2	0.0	-4.0
9月	-0.3	0.4	-6.8	1.2	1.1	2.8	0.1	0.2	-4.0
10月	0.7	1.4	-6.0	1.0	0.8	4.2	1.1	1.1	0.0
11月	0.1	0.7	-5.9	0.7	0.6	2.7	0.3	0.3	0.0
12月	-0.4	0.1	-6.0	0.2	0.1	1.3	0.2	0.3	-1.9
6年1月	-0.4	0.2	-6.1	-1.0	-1.0	-1.4	0.0	0.4	-8.9
2月	-0.5	0.3	-8.3	-0.6	-0.6	-1.5	0.4	0.3	2.0
3月	-1.8	-1.2	-6.9	-0.2	-0.4	2.9	-1.7	-1.8	1.9
4月	-1.6	-1.1	-7.0	0.2	0.2	1.3	1.1	0.9	6.0
5月	1.8	2.4	-4.7	1.3	1.4	0.0	0.5	0.5	2.0
6月	-1.8	-1.6	-3.7	-1.3	-1.3	0.0	-2.9	-3.0	0.0
7月	-0.3	-0.1	-2.9	-0.5	-0.4	-1.4	1.7	1.5	6.0
8月	-0.5	-0.4	-2.4	0.5	0.4	1.5	-0.2	-0.2	0.0
9月	-2.4	-2.2	-4.3	-2.5	-2.8	1.4	-2.2	-2.3	0.0
10月	-0.5	-0.5	-0.7	-1.0	-1.1	0.0	0.8	0.9	0.0

用語の説明

- 1) 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。（平成30年1月分調査から定義が変更となっていることに留意が必要）
- 2) パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者をいう。
- 3) 一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。
- 4) 入職（離職）率とは、前月末労働者数に対する月間の入職（離職）者数の割合（％）である。なお、入職（離職）者には、同一企業内での事業所間の異動者を含む。
- 5) 現金給与額について
賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。
 - ・ **現金給与総額**：以下に述べるきままって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。
 - ・ **きままって支給する給与（定期給与）**：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。
 - ・ **所定内給与**：きままって支給する給与のうち次の**所定外給与**以外のもの。
 - ・ **所定外給与（超過労働給与）**：所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
 - ・ **特別に支払われた給与（特別給与）**：労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。
 - ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
 - ② 支給事由の発生が不定期なもの
 - ③ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）
 - ④ いわゆるベースアップの差額追給分
- 6) 実労働時間数、出勤日数について
労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
 - ・ **総実労働時間**：次の**所定内労働時間**と**所定外労働時間**の合計。
 - ・ **所定内労働時間**：労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。
 - ・ **所定外労働時間**：早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。
 - ・ **出勤日数**：業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

利用上の注意

- 1) 毎月勤労統計調査の公表値については、特に断りがない限り、以下の数値に基づくものである。
 - 【平成15年12月分以前】
毎月の集計結果
 - 【平成16年1月分～平成23年12月分】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っており、抽出調査を行う場合に必要な復元を行うことができなかったことから、時系列比較可能な指数を作成するために推計した「時系列比較のための推計値」
 - 【平成24年1月分～令和元年5月分】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことから、抽出調査を行う場合に必要な復元を行った集計値
 - 【令和元年6月分以降】
毎月の集計結果

※ 令和元年6月分から令和2年5月分までの前年同月比（差）は、500人以上規模の事業所については、前年同月の値として、抽出調査による値を用いている。
- 2) 1) 以外に、共通事業所による前年同月比を参考として公表している。

共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」とともに集計対象となった調査対象事業所のことであり、平成30年からの部分入替え方式の導入に伴い、常に一部の調査対象事業所が前年も調査対象となり共通事業所に限定した集計が可能となったことから、共通事業所による前年同月比を参考情報として公表している。

共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるための参考値として公表しているものであり、労働者数の変化の影響を除くため、前年同月も当月の労働者数をもとに月々の平均賃金などを計算している。そのため、この数値は調査対象事業所の部分入替えや労働者数のベンチマーク更新による断層の影響を含まない数値となっている。（8）及び9）参照）

また、共通事業所集計は、通常の公表値に比べて、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である。
- 3) 統計数値は、特に断りのない限り、調査産業計、常用労働者（パートタイム労働者を含む。）に関するものである。
- 4) 「前年比」は、対前年増減率（％）を掲載している。季節調整済指数の「前月比」は、対前月増減率（％）を掲載している。月次の場合、「前年比」、「前年差」は前年同月と比較している。
- 5) 表章産業は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいている。また、産業名で「鉱業、採石業等」、「電気・ガス業」、「不動産・物品賃貸業」、「学術研究等」、「飲食サービス業等」、「生活関連サービス等」、「その他のサービス業」とあるのは、それぞれ「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。
- 6) 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 7) 令和4年1月分確報公表時から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。

令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改訂前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 8) 調査対象事業所のうち30人以上規模の事業所の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。

従来の総入替え方式においては、入替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。なお、1月は30人以上規模の事業所について入替え前後の両方の事業所を調べており、1月分速報では入替え前の事業所を、1月分確報以降では入替え後の事業所を集計している。
- 9) 令和6年1月分確報公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（令和3年経済センサス活動調査）に基づき更新（ベンチマーク更新）した。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその増減率は、過去に遡って改訂している。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年（1月分確報以降）の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

（参考）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-kaisetsu-20240408.pdf>
- 10) 季節調整値及びその前月比は、原則、毎年1月分速報公表時に過去に遡って改訂している。ただし令和6年1月分については、確報公表時に過去に遡って改訂した。また、賃金・労働時間の季節調整値については、ベンチマーク更新の影響を取り除くため、令和5年の参考値、及び参考値と接続するよう前年同月比を用いて令和4年以前の指数を算出したものを用いて作成している。
- 11) 確報値は、速報値の集計後に新たに提出された調査票を加え集計したものである。速報値と異なる傾向の調査票が多く提出された場合、改訂の度合いが大きくなることもある。（なお、平成30年以降毎年1月に30人以上規模の事業所について部分入替えを行っており、速報は入替え前、確報は入替え後の事業所の調査票を集計していることにも留意する必要がある。）
- 12) 賃金の伸び率は「ベースアップ」の影響を受けやすく、各労働者の「定期昇給」による賃金増の影響は受けづらい。「ベースアップ」の影響は、特に一般労働者の所定内給与に反映される。

（参考）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/dl/maikin-chinginnobiritsu.pdf>

毎月勤労統計調査の結果の公表時刻は、速報、確報共、原則8時30分です。

今後の公表予定				
	速報	備考	確報	備考
11月分	1月9日		1月24日	
12月分	2月5日	年平均	2月25日	年平均
1月分	3月10日		4月7日	
2月分	4月7日	年末賞与	4月23日	